

第10回大会「特別企画」に関する座長「覚え書き」

長井 偉訓

愛媛大学名誉教授

Yoritoshi NAGAI “Memorandum” by the Moderator Regarding the “Special Project”
of the 10th Conference

本稿は、第10回大会の「特別企画：過労死防止学会活動のこれまでとこれから」に関する座長としての「覚え書き」である。

今回のテーマを設定した趣旨と狙いについて簡単に述べた上で、各報告者からの報告内容とそれに対する討論者からの質問・意見のポイントを整理し、このシンポジウムを企画し、座長を務めた者としてコメントを行い、「覚え書き」として留め、これからの学会活動方針に生かしていきたい。

はじめに テーマ設定の趣旨と狙い

過労死家族の会(以下、家族の会)や過労死弁護士団をはじめ、研究者を含む自覚的な人びとの粘り強い運動が実って、2014年6月に「過労死等防止対策推進法」(過労死防止法)が成立し、11月に施行され、12月には過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるべく、「過労死等防止対策推進協議会」がスタートした。

それにより、初めて過労死の総合的な調査研究が国の責任で行われることになったが、民間でも「過労死・過労自殺等に関する調査研究を行い、その成果を過労死の効果的な防止のための対策と取り組みに生かすこと」(「学会会則第2条」)を目的として、2015年に「過労死防止学会」が設立されることとなった。

学会「会則」によれば、その目的を達成するための事業活動として、「学会会則第3条」は、「(1)全国大会、研究会等の開催、(2)教育・啓発活動の推進、(3)出版物の編集、刊行、(4)内外の学術団体との連携、交流、(5)その他本会の目的にとって必要な事業」を挙げている。

全国大会は2015年から毎年1回開催されてきた。とくに第1回の学会設立記念大会では、「急がれる過労死の調査研究と防止対策—いま何がとわれているか—」と題し、基調報告者として、寺

西笑子氏、熊沢誠氏、加藤敏氏、討論者としてノース・スコット氏、岸玲子氏、西谷敏氏、東海林智氏が登壇され、創立記念に相応しい報告と討論がなされた。第2回大会以降は、共通論題と特別シンポジウムや国際シンポジウムの他に、過労死遺族や家族の会の代表、弁護士、公衆衛生学や精神科の医師、ジャーナリスト、組合活動家、過労死問題に関心のある研究者などからの報告の場である分科会が開催されてきた。

図表1は、開催場所・開催日時、共通論題やシンポジウムなどのタイトル・報告者名だけを示したものである。

学会活動の重要な一つの柱をなす教育・啓発活動の推進では、家族の会や過労死弁護士団等と協力連携しながら、過労死防止のための啓発授業が高校・専門学校・大学などにおいて実施されている¹⁾。

出版物の編集・刊行では、2021年に『過労死防止学会誌第1号』(2020年度)を創刊し、毎年、これまでの研究成果を社会に発信してきた。2023年から「学会誌」の発行日の1年後に学会ホームページに公開し、多くの方々に読んでいただけるようにした。

内外の学術団体との連携においては、国内では日本産業衛生学会、日本うつ病学会との共同シンポの開催(第8回大会)、海外との連携では、フランス・韓国・中国の研究者を招聘し、過労死防止の国際シンポを開催(第2回大会と第4回大会)してきた。

しかし、研究活動やその成果の海外への発信、教育・啓発活動の推進、そして政策提言という点では、その取組は十分とは言えず、更なる改善と努力が求められている。

そこで、学会活動の一つの節目となる第10回大会では、学会がこれまで取り組んできた過労死等を防止するための諸活動を振り返り、それを

図表1 過労死防止学会大会一覧～開催日・開催場所・主なプログラムと報告者

| | 第1回大会 | 第2回大会 | 第3回大会 | 第4回大会 | 第5回大会 | |
|-------------|---|---|--|--|---|---|
| 開催日 | 2015年5月23日 | 2016年5月21日～22日 | 2017年5月20日～21日 | 2018年6月2日～3日 | 2019年5月25日～26日 | |
| 開催場所 | 明治大学・駿河台キャンパス リハティタワー | 関西大学・経済学部 | 専修大学・神田キャンパス | 北海学園大学・豊平キャンパス | 龍谷大学・若草キャンパス | |
| 主なプログラムと報告者 | <p>設立記念大会</p> <p>第1部：記念シンポジウム 急がれる過労死の調査研究と防止対策－いま何が問われているのか－ <報告> 青西実子、熊沢誠、加藤敏 <討論> ノース・スコット、岸玲子、西谷敏、東海林智</p> <p>第2部：設立総会</p> | <p>国際シンポジウム（日、韓、仏） 過重労働による健康障害と労働時間規制 報告者：天笠崇、イム・サンヒョク、セバスターチャン、ルンジュバリエ</p> <p>共通論議：過労死防止法・大綱と労働時間制限・短縮 報告者：岩城謙、西垣進世、秋山正臣</p> <p>その他：分科会報告4本</p> | <p>特別シンポジウム：吾々に広がる過労自殺の要因と対策 報告者：川人博、広瀬峻雄、澤路毅彦</p> <p>共通論議：第1回「過労死防止白書」と調査研究から見えてくるもの 報告者：佐藤晴夫、水野谷武志、長井偉訓</p> <p>その他：分科会報告5本</p> | <p>日・中・韓：過労死防止国際シンポジウム 報告者：楊河清他、イム・サンヒョク、松丸正</p> <p>共通論議：過労死防止から見た「働き方改革」の諸問題 報告者：上西充子、濱口桂一郎、森岡孝二</p> <p>その他：分科会報告6本</p> | <p>統一テーマ「働き方改革」関連法制定1年、いま再び長時間労働を問う</p> <p>特別シンポジウム：「働き方改革」関連法制定1年、各分野から成果と課題を問う 報告者：西垣進世、阪本順昭、藤田滋</p> <p>共通論議：「働き方改革」関連法制定1年、職場の健康とその課題を問う 報告者：金子雅臣、天笠崇、佐々木司</p> <p>その他：特別分科会の他、分科会報告6本</p> | <p>特別企画：過労死防止学会活動のこれまでとこれから</p> <p>第1部 記念講演：川人博「過労死研究のこれまでとこれから－原点に立ち戻って」</p> <p>第2部 ハネルディカッション 報告者：天笠崇、工藤祥子、寺西美子、脇田滋、高田好章</p> <p>共通論議：物流の「2024年問題」と働き方改革の課題～過労死等防止の視点から報告者：矢野裕児、松元俊、岩城謙・井上博宏・中西翔太郎、芦崎光夫</p> <p>その他：分科会報告7本</p> |
| 開催日 | 2020年9月19日 | 2021年9月11日～12日 | 2022年9月10日～11日 | 2023年9月9日～10日 | 2024年8月31日・9月1日 | |
| 開催場所 | 安保ホール（名古屋）[オンライン開催] | 労働会館（名古屋） | 龍谷大学・警部ホール | 明治大学・駿河台キャンパス リハティタワー | オンライン開催 | |
| 主なプログラムと報告者 | <p>大会メイキングテーマ：過労死等防止法制定から6年一果たして過労死・過労自殺は減少したのか</p> <p>特別シンポジウム：過労死防止制定から6年、果たして過労死・過労自殺は減少したのか 報告者：佐々木昭三、川人博、新川裕平</p> <p>共通論議：過労死防止制定から6年、ハラスメント自殺事例とその対策 報告者：天笠崇、伊佐間佳子、水野幹男、内藤忍</p> | <p>統一テーマ：過労死根絶に向けて、現状と課題－「防止大綱」再改訂とハラスメント防止－</p> <p>特別シンポジウム：過労死防止法制定7年、現状とこれからの課題 報告者：高橋正也、黒田兼一、岩城謙、寺西美子</p> <p>共通論議：職場のハラスメント防止法を巡る国際的動向と日本の課題 報告者：大和田政太、イム・サンヒョク、坂倉昇平、藤田正徳</p> <p>その他：特別企画の他、分科会報告4本</p> | <p>大会テーマ：新型コロナ禍の長時間労働と過労死問題</p> <p>共同シンポジウム：過労死・過労自殺の現状と課題 報告者：江口尚、井上幸紀、岩城謙、清山玲</p> <p>共通論議：COVID-19災禍と長時間労働 報告者：竹信三恵子、山本良子、杉村和美、吉中友志</p> <p>その他：分科会報告6本</p> | <p>特別講演 竹島正「自殺予防・自殺家族支援からみた過労死・過労自殺」</p> <p>高崎真一「世界の長時間労働の現状と『ビジネスと人権』の最新動向」</p> <p>共通論議テーマ：地方公務員の長時間過密労働とその対策 報告者：森本正宏、山口真美、上林陽治、吉川徹</p> <p>その他：分科会報告6本</p> | <p>特別企画：過労死防止学会活動のこれまでとこれから</p> <p>第1部 記念講演：川人博「過労死研究のこれまでとこれから－原点に立ち戻って」</p> <p>第2部 ハネルディカッション 報告者：天笠崇、工藤祥子、寺西美子、脇田滋、高田好章</p> <p>共通論議：物流の「2024年問題」と働き方改革の課題～過労死等防止の視点から報告者：矢野裕児、松元俊、岩城謙・井上博宏・中西翔太郎、芦崎光夫</p> <p>その他：分科会報告7本</p> | |

踏まえ今後どのように取り組んでいくのか、会員の皆様と一緒に考えていきたいとの趣旨から、特別企画を立案した。

プログラムは以下の通りである。

“過労死防止学会活動のこれまでとこれから”

座長：長井偉訓

討論者：粥川裕平 黒田兼一

◇記念講演

・過労死研究のこれまでとこれから—原点に立ち戻って 川人博

◇パネルディスカッション

・産業医学・公衆衛生学からの過労死研究のこれまでとこれから 天笠崇

・啓発授業10年間の取組みとこれから—神奈川県取組を通して 工藤祥子

・“過労死家族の会”と学会活動との関わりについて 寺西笑子

・日本を「反面教師」に過労死予防を目指す 韓国の動向 脇田滋

・『過労死防止学会誌』これまで と これから 高田好章

学会創設から今日に至るまでとくに過労死の調査・研究活動において中心的な役割を担ってこられた川人博氏に、“これまでの過労死研究の総括を踏まえて、これから学会が探究すべき課題について”記念講演をお願いした。後半のパネルディスカッションでは、過労死等の防止活動において中心的な役割を担ってこられた会員の方々に「・・・のこれまでとこれから」という視点からご報告をお願いした。また、学会の代表幹事と副代表幹事として、これまで学会活動に尽力されてきた黒田兼一氏と粥川裕平氏に、各報告内容に関するコメントをお願いした。

以下、各報告とそれに関する討論者からの問題提起を整理し、とくに重要であると思われる論点、(1)学会に課せられた今後の研究課題について、(2)学会の性格について～とくに「家族の会」の位置・役割との関連で、(3)過労死防止のための啓発活動のあり方について、(4)内外の学術団体等との交流・連携について、(5)学会誌の性格と役割について、報告内容のポイントを

整理した上で、若干のコメントをしたい。

1. 今後の研究課題について～過労死問題の歴史研究と国際比較研究について

1-1. 過労死問題の歴史研究の課題

川人氏は、これまでの過労死研究を踏まえて、学会に課せられた今後の課題として、「日本の歴史的な文脈の中で、過労死問題を位置づけ、欧州と比較して未だに大きな職場状況の差異があることの原因を探求し、その分析によってどのような日本の社会思想を継承し、どのような日本の社会思想を見直していく必要があるかを分析していくことも重要な課題である」とされた。

この点については、討論者の黒田氏から質問が、粥川氏からさらなる問題提起がなされた。

黒田氏の質問は、日本の過労死問題は日本の社会思想にその一因があるということなのか、ということであった。それに関して川人氏は、江戸近世の武士や農民、さらには商家の働き方・働かせ方が、近代資本主義社会におけるそれとどのように連続しているのか、経済史・経営史・労働史などの研究を渉猟することにより深めることが肝要である、と応答された。この点に関して、川人氏は『過労死防止学会誌』第2号に投稿された論文の中で、より具体的に述べられているので、併せて紹介しておく。

江戸時代の手工業・マニファクチャの奉公人では夜業が常態化し、1日16時間働いていたこと、さらに奈良時代、鎌倉時代、室町時代における農民の賦役や職人も長時間拘束されていたという研究(内海義夫(1959)『労働時間の歴史』)を引用され、長時間労働が明治維新の近代資本主義以降も引き続き常態化していたこと。そして、「日本における労働時間が、仮に産業革命以前から西洋に比べて長かったとすれば、今日における日本の長時間労働の原因・背景について、より歴史的な視野、文化・生活様式との関係で研究が必要になる」²⁾と。

この川人氏の問題提起について基本的に異論はない。しかし、過労死問題を考える際には、労働時間の長さだけでなく、いつどのように働くのかという労働過程と労働時間決定に関する自己裁量権、つまり労働過程や時間に対する主権が

働く側にどれだけ保障されていたのかという論点を重視すべきである。なぜなら資本主義以前とそれ以降、工場制度が本格的に確立する中で、労働過程や労働時間の主権が労働者から完全に資本に剥奪され、資本の下への労働者の形式的・実質的包摂が完成した段階では、働く側の肉体的・精神的負担は格段と高まり、それ以前とは質的に異なるからである。つまり、単なる労働時間の長短ではなく、労働過程や労働時間管理に対する裁量権(主権)がどれだけ働く側に保障されているのかというメルクマールが過労死問題を考える上で、決定的に重要であるということである³⁾。

一方、粥川氏は、日本や韓国など東アジアで過労死が多い理由として、儒教文化の影響が大きいと主張された。とくにその代表的事例として二宮尊徳に代表される滅私奉公思想が現代日本や韓国には歴史貫通的に普遍化していると⁴⁾。しかし、在野の労働史研究者である礪川全次氏によれば、1888年(明治21年)に「修身」教育で復活した二宮尊徳の道德観が、日本が近代化を進める上で、西欧の宗教倫理(M.ウエーバーのプロテスタンティズム)に代わるある種のイデオロギーないしレトリック的な役割を果たし、それによって日本人は“勤勉家”に変貌させられたと述べている⁵⁾。

また、過労死問題の一つの特徴として、若者の過労自殺問題が深刻化してきているが、従来の終身雇用慣行や年功制がほぼ形骸化している今日、若者の働きすぎを「滅私奉公」的な労働文化により説明できるだろうか極めて疑問である。

1-2. 過労死問題の国際比較研究の課題

日本における過労死問題の歴史研究と並んで、国際比較研究もこれからの重要な研究課題の一つである。これに関しては、故・森岡孝二氏が、とくに厚労省の『過労死防止白書』に国際比較の視点が欠如しているので、本学会が取り組むべきであることを常日頃から主張されていた。また川人氏も、『過労死防止学会誌』第2号(2021年度)に掲載された研究論文(「過労死研究の経過と現代の課題」)の中で、長時間・過重労働の歴史的な分析と併せて、国際比較研究の

重要性を強調されている。

過労死の国際的な動向については、粥川氏も言及されているように、WHO(世界保健機関)とILO(国際労働機関)は、長時間労働(週55時間以上)によって2016年に世界で74万5千人がおもに心血管疾患が原因で死亡(過労死)したという大変ショッキングな研究論文を発表した。地域的には、日本、韓国、アメリカなどの先進国を除くと、とくに東南並び西アジア諸国、アフリカ諸国に集中している。具体的には、パーム油の最終・製造拠点となっているインドネシア、コバルト採掘拠点となっているコンゴ民主共和国、縫製工場などが進出しているバングラデシュ⁶⁾、綿花栽培の盛んな新疆ウイグル自治区などが挙げられる。これらの地域は先進国のグローバル企業が世界的に展開しているグローバル・サプライチェーンの下で、豊富な資源や低賃金の労働力を供給している貧しいグローバルサウスである。

このことは先進国のグローバル企業による途上国の資源と労働力の搾取、そして前近代的労使関係の下で人権を完全に無視した半ば奴隷的な長時間の強制労働が、グローバルに展開されているという事実を示している。そうした意味で、先進諸国による貧しいグローバルサウスの国々への“過労死問題の輸出”であると言える。

一方、先進国側でも、グローバル企業のグローバル・サプライチェーンによる競争圧力により、「グローバル資本主義の逆流」という現象が現れる中で、AIや情報ネットワーク技術を活用し、労働生産性や成果を極限なまで追求するリストラや多様な働き方改革と称して労働時間規制の適用を除外する“労働時間の柔軟化”が進行している。そうした中で、とくに労働時間規制の緩いアメリカやイギリスなどの先進国においても、過労死や過労自殺が増加する傾向にある。なぜ貧しいグローバルサウス諸国だけでなく、日本や韓国をはじめ欧米諸国でも過労死・過労自殺が増えているのか、比較分析が求められる。

その際、労働や生活文化という視点だけでなく、労働者の働き方を規定している使用者側の働かせ方という視点からの分析、とくに雇用管理・人事労務管理制度やそれに重要な影響を及ぼしている労働法規制や労使関係のあり方など

に関する違いに視点を当てた分析が必要である。

一方、働く側からは、働く文化だけでなく、消費生活の有り様、例えば大量生産・大量消費・大量廃棄など商品化を通じた市場経済体制を中心とした生産・福祉レジーム体制か、そうした市場経済重視の弊害やリスクを軽減するために、北欧諸国のような社会民主的な福祉レジーム体制を目指すのかによって、仕事と生活時間のありようが大きく異なってくるであろう。市場中心で普遍的な福祉水準の低いアメリカ、中小企業の社員や非正規の労働者や公務員と比較して、はるかに充実した福祉の恩恵を受けている大企業の正社員や正規の公務員になるかによって、働き方も大きく異なる。

よって過労死問題の国際比較に際しては、労働時間だけでなく、福祉レジームの違いという側面から生活時間も含めた労働と生活の分析(例えば、仕事と生活の調和がどれだけ達成されているかなど)が求められる⁷⁾。

1-3. 産業医学・公衆衛生学における研究課題

天笠氏には、とくにご専門の研究分野である産業医学や公衆衛生学における過労死研究を総括した上で、今後の研究課題を提起して欲しい旨の報告をお願いした。

氏は医学文献検索サイトから過労死と過労自殺に関連した学術論文を中心に、研究動向を整理された上で、今後の課題を提起されている。

第1に、とくに近年、過労自殺が増加する中で、長時間労働と精神疾患発症がどのように関連しているのか、その因果関係の科学的解明と共に、その予防対策についての研究の必要性を強調されている。

第2に、「精神障害の労災認定基準」に関する論点と課題である。認定基準の改訂に関しては、その都度、医学研究的にもより妥当な方向に向かっていくと思われるが、それらは紹介(解説)論文ばかりで、批判的な吟味はほとんどなされていないとし、認定基準に関して4つの課題を挙げられている。(1)再発の場合、初発と同じとして扱って業務起因性を判断するのは妥当か、(2)発症後の「悪化」については、まだまだハー-

ドルが高い。(3)「症状固定(治ゆ)」をどう定義するか。(4)精神科医や企業関係者への「認定基準」の周知について、とくに2023年の『新認定基準』において主治医の意見書の役割が一層高まったことから、労災認定上決定的に重要になってきたこと。さらに、企業関係者に周知することは、職場のメンタルヘルス対策・労働関連精神疾患の予防に通じることになる。

そして最後に、これまでの研究を振り返ってみると、過労死研究を中心にリスクに関するエビデンスは徐々に解明されてきているが、それらを活かした予防対策並びに効果評価研究は乏しく、そのための「実装研究」の遅れを指摘されている。

氏は産業医学の専門家でありながらも同時に、会社組織や雇用管理・人事管理制度、労使関係制度などの働き方・働かせ方の現実世界の有り様にも絶えず目配りされている。

最近、日本経団連は36協定やホワイトカラーエグゼンプションのような労基法の例外を認めるような労働時間の“デロゲーション”(derogation)を求める提言⁸⁾を行っているが、こうした経営サイドからの労働法制の規制緩和に対して、「しっかり注視し、過労死・過労自殺の増加の危険に対しては、学会としても対抗していかなくてはならないだろう。」と結ばれている。

2. 過労死防止学会の性格について～とくに「家族の会」の位置・役割との関連で

この点に関しては、寺西報告を中心に論点を整理する。家族の会の代表として、「過労死防止法」の制定や過労死防止のための啓発活動に精力的な取り組みをされてきた寺西氏には、第1に学会設立までの経緯の中で、家族の会の代表として苦勞されてきたこと。第2に過労死防止のための調査・研究と啓発活動などを目的とする学会に、家族の会が会員のなることをどのように考えられてこられたのか、その意味や意義は何か。第3にそしてこれから過労死をなくしていくために、学会にどのようなことを期待し、要望するのか”という趣旨の報告をお願いした。

家族の会発足の経緯、学会との関わりについて説明された上で、これまでの家族の会並びに

過労死防止の活動を踏まえ、家族の会としての学会への期待を述べられた。とくに学会に対しては、「多面的な調査研究を行い、過労死問題の深刻な現状を皆様の英知で打開策を打ち出して頂きたい・・・家族としても、1人ひとりが得た経験や知識を出し合うことで、それに協力して生きたいと思っています。」と締めくくられた。

以下、この寺西報告を受けて、学会における家族の会の位置づけや役割について問題提起をしてみたい。この問題を考える上で、本学会の性格と目指すべき方向性が極めて重要な論点となるであろう。

討論者の黒田兼一氏が強調されたように、本学会は、過労死により大切な家族を亡くされた被災者家族をはじめ、労災請求や損害賠償裁判において法的支援されてきた弁護士や労働組合の活動家、精神医学や公衆衛生学を専門とする医者や学者、その他、社会保険労務士、ジャーナリスト、人文・社会科学系の研究者、過労死問題に関心のある大学院生・学部生など、極めて多様な人々から構成されていることから自明な通り、純粋にアカデミックな研究を目指す学会とは性格を異にしているというというコンセンサスが前提となる。

繰り返しになるが、本学会会則の第2条(目的)は、“本会が過労死等の実態、原因や背景に関する調査研究を行い、その成果を過労死の効果的な防止のための対策と取り組みに生かすことを目的”とし、その具体的な事業として、全国大会や研究会などを通じて研究活動だけでなく、過労死防止のための教育や啓発活動を重要な柱にしている。

粥川氏は過労死防止のための啓発授業は、推進センター(過労死等防止全国推進センター)事業の一環で「予算は厚労省(血税)で成り立っており、出張授業は過労死防止学会マターではない」とされる。しかし、この啓発授業は「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を根拠法として始まった事業であり、また厚労省の主催により毎年11月に全国で実施されている“過労死等防止対策推進シンポジウム”とそれへの遺族や学会員の参加も立派な学会活動の一つである⁹⁾。

要するに、本学会は、あくまでも“学会”である以上、学術研究が重要であることは言わずもがなだが、過労死等の実態を踏まえ、それを防止するための実効性ある対策を考えていく上で、被災者家族と弁護士だけでなく、医者や研究者、組合活動家、ジャーナリスト、社会保険労務士等との間での情報共有や連携が不可欠なのである。そうして得られた新たな知見や成果を過労死防止の社会運動(例えば、労災認定や訴訟、過労死防止活動など)として展開していくことも本学会に課せられた社会的ミッションと考える。

こうした点に関して、川人氏は先に紹介した『学会誌第2号』において、極めて傾聴に値する主張を展開されているので、そのポイントだけ紹介しておきたい。

本学会活動には、①過労死を巡る様々な社会運動(労災認定、訴訟、防止活動・・・)に参加している人々が学会という場を通じてそれぞれの実践活動を持ち寄り、またそれぞれの現場情報を伝え、これを共有するという側面と、②上記の活動に関連しながら、あるいは独自の調査研究に基づき、過労死の調査・研究分析を発表し、議論するという学術的な側面、すなわち、本学会に特有な社会活動的性格と学術的性格の二重性の指摘である。

その上で、これまでどちらかと言えば、学会という側面よりも、運動交流集会的な性格に力点が置かれてきたのではないかという問題を提起し、①と②のバランスをどのようにとっていくのか、多様な構成員の問題意識を踏まえて、どのような共通基盤を作りながら議論を進めていくかが肝要であるとして、私見(川人)として、「学会として設立した組織である以上、上記②の調査研究を主たる内容とする。ただし、上記①の情報交流も続け、その内容を②に結びつけていく努力と工夫」が必要である。そのために、組織形態として、学会内に「調査研究部会」(学際的研究など)と「情報交流部会」(様々な事件や現場の状況の報告と交流)の設置を提案されている。また、「研究者が家族から学ぶ場、家族が研究者から学ぶ場を、総会とは別に作ることも有益かもしれない」と。

以上の内、前者の「調査研究部会」については、10回大会の総会において、調査・研究活動の活性化を図るための「専門部会」の設置を提案し、承認された。すでに天笠氏は、専門部会として「医師部会」を組織し、学会としての調査研究活動を推進していくことを提案されている。またこれまで分科会として、航空関係や文化芸実・芸能分野の会員からも「専門部会」を立ち上げたいとの要望が出されている。

一方、後者の「情報交流部会」については、家族と研究者が相互に情報を共有し連携を図りながら、過労死防止のための調査・研究や啓発活動を活性化させていくことが求められる。

3. 過労死等防止のための啓発活動について

この点については、神奈川県過労死等を考える会の代表であり、とくに過労死防止のための啓発授業に精力的な取り組みをされてきた工藤祥子氏に、“とくに過労死家族の観点から過労死等防止のための教育や啓発活動に関して、ご自身のこれまでの活動を振り返り、成果とこれからの課題について”という趣旨の報告を依頼した。

工藤氏は過労死遺族、過労死対策弁護士団の弁護士、過労死問題に関心のある研究者などと一緒に、2016年頃から取り組まれてきた啓発授業の成果と今後の課題について報告された。啓発授業を行う際には、“不安だけが残らないように、現実を知り、本来あるべき過労死防止のためにどう働くことが大切なのかを考える授業となるように”最大限の配慮を要するという視点は、とくに傾聴に値する。

この点は、第7回大会(2021年9月11日～12日、名古屋労働会館)での特別分科会(「啓発授業の現状と課題」)においても、一つの論点となった。

具体的には、「神奈川の過労死啓発授業プロジェクトチームの取り組み」について報告された弁護士の川岸卓哉氏は、過労死等の実態を伝えるだけでは、“社会に出るのが怖くなった”など学生に恐怖感だけを与え、萎縮させてしまうなどネガティブな感想を植え付ける結果に終わってしまう危険性がある。そこで少人数のグループワークにより、過労死を生み出す社会構造とその

変革の方向性を学生自身に考えさせるという、働く側からの主権者教育にまで踏み込んだ授業を展開していることを紹介された。工藤氏が報告の中で紹介された『「知る』『聴く』『動く』の3ステップで学ぶ過労死』である。

その中でとくに注目したいのは、この3つのステップを通して、自分が働いた時のことを想起できるように工夫されていること、さらにはQRコードにより専門用語の解説を付けたり、もっと詳しく学びたい場合には参考文献を紹介するなどの工夫がなされていることである。また啓発授業の経験の浅い弁護士を支援するために「取扱説明書」も作成されているという。

報告の中では、啓発授業に対する工藤氏ご自身の取り組みを具体的に紹介されているが、受講した学生の反応として、「教員の働き方が大変だと言っていいんだ、知っていいんだ・・・」とすることで、逆に安心したという声が多い中で、教職についてたこう“働きたいという能動的な感想”に手応えを感じておられる。そして最後に、「啓発授業の果たす役割は、働くことを知り、過労死等を防止するための啓発として重要な役割を果たしている」と総括された上で、今後の課題と展開を述べられた。

今後の課題として、(1)遺族も含め啓発授業を担当できる講師の育成と確保、(2)学校種、私立、公立などにより求められる授業内容にどう対応していくのか、(3)啓発授業の地域格差の問題である¹⁰⁾。

(1)の問題に関して、誰もが活用できるようなベースとなる共通教材の作成・開発、具体的には遺族、弁護士などが授業で活用したり、ヒントになるような生徒・学生向けの教材の開発、講師が必要に応じていつでも活用できるようなスライド、テンプレート、指導案などの作成を挙げられている。(2)に関しては、討論者の黒田氏から質問があったが、今後の課題の一つである。(3)については、毎年11月、過労死防止月間として「過労死等防止対策推進シンポジウム」が全国で実施されているが、これと同じような形で「啓発授業」も全国で展開できないだろうか、その際、「過労死防止全国センター」が中心となり展開できないかと問題提起されている。

以上、工藤氏の問題提起を受けて、過労死防止のための「啓発授業」をより活性化するために、学会としての今後の取り組み課題を述べておきたい。

まず第1に、だれもが啓発授業を行えるように、基本的な教材の開発、過労死等に関するデータや参考資料を必要に応じて、いつでも参照できるようなデータベースを構築すること。

第2に、上記の事業は学会のメンバー数名がプロジェクトチームを組んで実施にあたる。

第3に、啓発授業の地域的な拡大や活性化を進める上で、「過労死防止全国センター」を活用することが現実的であり、学会と「センター」が協力・連携することが不可欠であること。以上、3点について、学会の活動方針の重要な柱として進めていきたいと考えている。

4. 内外の学術団体等との交流・連携について

4-1. 韓国における過労死問題の歴史・現状と過労死防止運動の動向

脇田氏には、「過労死等の実態や防止活動に関する海外の動向、とくに韓国における最近の動向を紹介した上で、過労死問題を調査・研究する団体や過労死防止運動を牽引している労働組合や市民運動からどのような意義や教訓を得られるのかなどについての問題提起」をお願いした。

韓国では、戦後60年代から約20年間続いた軍事独裁政権が1987年の民主化闘争により終焉した後、金大中政権と盧武鉉政権の約10年間、「漢江の軌跡」と呼ばれる高成長を達成した。しかし、1997年～98年の為替危機を契機として、大規模なリストラが行われ膨大な失業者が創出と残された労働者には長時間・過重労働が課せられた。その後、朴槿恵政権(2013～2017)までの李明博政権と朴槿恵政権の下で展開された新自由主義政策の下で、とくに下請企業での労災死亡件数が激増し、「危険の外注化」問題が浮上した。

そうした中で、労災や過労死に対する企業責任の追求が被害者・労働保険関連の市民団体・労働組合などから行われ、「カネよりのち」を訴える運動や世論が高まってきた。とくに文在寅政

権期(2017年)において、「労働尊重」を公約に労働時間短縮、非正規職の正規職化、下請労働者や派遣労働者に顕著に見られた労災死亡の多発に対して、「危険の外注化禁止」を内容とする「産業安定保険法全面改正」が実現した。さらに労働・市民団体は「重大災害企業処罰法」を2021年1月に成立させる上で、活発な運動を展開した。

韓国では、日本と違い、医学・法学・社会学・福祉学などの専門家、自覚的な若い学生や活動家を中心となり、相談や調査活動を展開し、それに市民団体、労働組合が連帯して運動を展開していることに特徴があるとされている。

一方、施行10年を経過した日本の「過労死防止法」に対する経営側や労働側の注目度や評価は、極めて微温的であり、経営側に至っては実効性がないと否定的・消極的であるという。

なぜなのか。脇田氏は、韓国では過労死を巡る現実には日本よりはるかに厳しいと言う。すなわち、これまで日本の過労死防止のための法規制に学びさまざまな取り組みを進めてきたが、「労働人権否認ではきわめて悪質な財閥大企業との対決を回避できない韓国では、過労死企業に刑事処罰を求めることが大きな焦点となってきた。そして、重大災害企業処罰法制定運動を進めるにあたって『微温的な』日本の『過労死防止法』(正式には、過労死等防止対策推進法)では十分に参考にならないことがその一つの理由である。」と説明されている。

要は、日本の「過労死防止法」は、その法の根幹において、労基法のような罰則規定を備えた強行法規ではなく、あくまでも過労死等を防止することを推進する措置法に過ぎないということである。2014年に日本で初めて過労死等を防止するための法が施行されて今年で10年目を経過するが、とくにうつなどの精神疾患を原因とする労災請求件数並びに労災認定率が増加する傾向にあることが、その証左である。

最後に、脇田氏は韓国では、過労死を出した企業を刑事罰によって厳しく取り締まることを求めると共に、宅配運転手など、過労死予防について政労使の「社会的合意」が追求されるなど、日本より一歩進んだ取り組みに注目され、日韓

両国で真に過労死をなくすための一段レベルを上げた相互交流の必要性を強調されている。そして、「今後、日韓交流を深めるためには『韓国が日本に学ぶ』のが当然と思うのではなく、韓国の新たな段階での果敢な取り組みについて理解を深め、『日本が韓国に学ぶ』という姿勢が必要になっていることを強調したい。」と結ばれている。

討論者の黒田氏からは、韓国との学術レベルの交流を進める上で、過労死問題の学術研究や学会の現状などについて質問が出されていたが、この点に関しての言及がなかったのは残念に思う。機会があれば学会誌などでご紹介頂ければありがたい。

4-2. 海外の学術団体・研究者との交流について

海外の学術団体や研究者との研究交流という点では、第2回大会(2016年5月21日～22日、関西大学経済学部)と第4回大会(2018年6月2日～3日、北海学園大学・豊平キャンパス)において国際シンポジウムが開催された。

第2回大会では、「過重労働による健康障害と労働時間規制」という論題で、韓国とフランスから専門家を招聘して国際シンポジウムが開催された。日本からは天笠崇氏(当時、代々木病院精神科医師)、韓国からはイム・ヒョク氏(労働環境研究所所長)、フランスからはセバスチャン・ルシュバリエ氏(国立社会科学高等研究院教授)が報告された。

イム氏は韓国では製造業、運輸業、宿泊業等で働く非正規労働者の長時間・過重労働だけでなく、近年はホワイトカラー労働者でもサービス残業を含む長時間労働が常態化してきた結果、1990年代の半ば以降、労災申請件数と労災認定率が急増し、過労死・過労自殺問題が深刻化してきている実態を報告された。

セバスチャン・ルシュバリエ氏は、時短先進国の一つであるフランスにおいて、ワークシェアリングによる失業率の低下、WLB(仕事と生活の調和)の進展などポジティブな面も見られるようになった一方で、グローバル化による国際レベルでの企業間競争が強まる中で、週35時間制の導入並びに勤務間インターバルの法制化と引き換

えに、日本のトヨタ生産方式(海外では、無駄を徹底的に排除した生産システムという意味でリーン生産方式と呼ばれている)の導入により、労働密度を極限にまで高め、労働生産性の上昇を図るという経営合理化政策がとられてきたことを強調されていた。

一方、こうした生産現場のブルーカラー職場だけでなく、週35時間制の適用を除外されたエンジニアやカードルと呼ばれる経営管理層に対しては、過大なノルマを課し、それが達成できない場合には、容赦ない配置転換や退職勧奨などの嫌がらせを繰り返し、最終的には辞職に追い込むというモラルハラスメントが組織的に行われている。その結果、フランス・テレコムやルノーなどフランスを代表する企業でも、過労死・過労自殺が増えてきていることが明らかにされてきている。

このように過労死・過労自殺は日本や韓国に見られるだけでなく、代表的な時短先進国であるフランスでも全体から見れば少数事例かもしれないが、実際に起きている現実を目を背けずに、その背景要因についての国際比較研究が求められる。その際、仕事や生活に対する価値観などの労働・生活文化だけでなく、労働者の働き方・働かせ方を規定している使用者側の雇用や人事管理制度、それに影響を及ぼす労働法規制や労使関係のあり方の共通点や相違点などについての詳しい調査・研究が求められる。

4-3. 中国の学術団体との研究交流と過労死・過労自殺の実態

最後に、中国の学術団体との研究交流の現状と今後の対応について私見を述べておきたい。

学術団体との研究交流では、2017年4月1日・2日に海南島にある海南医学院管理学院で開催された「第6回中国適度労働学会」¹¹⁾に、森岡孝二氏と私が参加した。ただし、森岡氏は自身の体調を心配され、投稿論文(「過労死防止法の成立事情と長時間労働の実態」)での参加となった。私は、「日本における『過労死』問題の研究動向」というテーマで報告した。その際に、当時、首都経済貿易大学教授で中国適度労働学会会長であった楊清河氏から、日本の学会で是非、

報告したいとの強い要望があり、翌年の2018年の第4回大会に楊氏と数人の大学教員・大学院生を招聘することになった。

こうして第4回大会では、日本から弁護士の松丸正氏、韓国からイム・サンヒョク氏、そして中国から楊清河氏を招聘し、日・中・韓における過労死防止国際シンポジウムが開催された。楊氏の報告は主に中国における過労死研究の動向が中心的なテーマであり、中国で深刻化している過労死・過労自殺の現状とその背景要因の分析にはほとんど触れられなかった。

過労死・過労自殺の実態については、粥川氏が指摘されたように、人民日報などによると年間約60万人が過労死していると報道されている。その背景要因として、粥川氏はNPO法人働き方ASU-NET(2014年7月1日)の記事“「死ぬまで働く中国人」年60万人過労死 背景に儒教文化・・・日韓と共通？”におけるテンプル大学日本校でアジア研究を統括するジェフ・キングストン氏の分析、「経済がいまなお発展途上にある中国では、依然として必死に働くことを良しとする考え方が受け入れられている。滅私奉公的な考え方は儒教思想に根差した精神文化で、日本や韓国に共通する」を引用され、過労死の一つの重要な要因として、儒教文化があることを強調されている。

しかし、私が参加した「適度労働学会」での帳智勇氏の報告「低水平賃下の長時間労働：自発か強制か」は、2010年に鴻海の深圳工場で起きた若者農民工の過労自殺事件の背景要因に関する研究であった。その中で、帳氏は多くの農民工が長時間労働と低い基本給、高いリスクと危険な労働環境、厳しい管理体制と懲罰制度、未組織な前近代的な労使関係の下で、半ば半奴隷的な強制労働を強いられていた実態を明らかにした。

また中国の通信機器大手メーカーの一つである華為(Huawei)では、2006年から2007年にかけて主に若手の技術者の過労自殺事件が相次いで報道されている。中国の学会に参加した時に知り合いになった若手研究者の一人は、華為には「狼文化」と「マットレス文化」という有名な企業文化があることを教えてくれた。前者は嗅覚鋭

敏、ある場合には相手に対して警戒を持ち、様々な手段で競争するという文化、後者は机の下にマットレスを置き、残業で遅くなったら帰宅せずにマットで就寝し、翌日も仕事を続けるという文化らしい。

なぜ彼ら彼女たちはそこまでして働くのか。知人によれば、華為に特殊な賃金制度にあるという。同社の賃金制度は、固定賃金(基本給)、業績賃金、それに加えてストックオプションの3要素からなっており、a、b、cという3段階の評価で、c評価になった場合には、業績給はゼロとなる他、雇用継続の保障もなくなる。

要は同社の人事労務管理は、成果という「餌」をぶら下げて、従業員同士の苛烈な競争を「鞭」(厳しいノルマとノルマ未達の場合には、低賃金、降格、最終的には解雇)で煽るまるで「軍隊式労務管理」であると言える。

さらに付言すれば、情報通信のような世界的に最先端の技術開発競争が激しい業界では、競争に勝ち抜くための「競争優位主義の経営と企業文化」、そして従業員のより豊かな消費生活を求める競争意識が無制限な長時間労働、競争に打ち勝たねばならないというプレッシャーの下で、強烈なストレスの常態化が過労死・過労自殺の根因であると言える。

こうしたグローバル競争の激しい最先端業界の職場では、中国に限らず、韓国、日本そして欧米諸国のハイエンジニアたちはほぼ似たような状況下で働いていることが予想される。

私が学会誌第3号で紹介したジェフリー・フェファーの著『ブラック職場があなたを殺す』(日本経済新聞社、2019年)は、主に米国の最先端職場で働く技術者が長時間労働と仕事のプレッシャーからストレスを抱え、過労死・過労自殺しているリアルな実態を描いている。

以上のように、過労死問題の国際比較研究においては、働き方の文化という側面もまったくないとは言わないが、もっと働かせ方を規定している雇用管理や人事労務管理、それらを規定している法規制や労使関係、そして失業や転職、そして退職後にどれだけ安心できるセーフティネットが用意されているのかという福祉レジームにも目配りしながら、国際比較をする必要があるのでは

はないだろうか。私も含めてとくに社会科学研究者に課せられた課題である。

5. 学会誌の性格と役割について

高田好章氏には、“とくに学会誌の編集に携わってこられた経験から、これまでの成果を踏まえて今後の課題を提起して頂きたい”と依頼した。

学会誌のあゆみについてはすでに高田氏が詳細に述べられているので、ここでは学会誌の性格と役割という点について論点を絞り問題提起をしたい。

まず学会誌の性格付けに関する論点であるが、基本的にはその発行主体である学会の性格に規定される。本学会の性格付けに関しては、すでに川人氏や討論者の黒田氏からも指摘されているように、本学会は被災者並びに被災者家族、弁護士、医学や社会科学系の研究者、社労士、ジャーナリスト、組合活動家などの多様な構成員からなり、過労死問題の学術的研究だけでなく、過労死を防止していくためのさまざまな社会運動的な性格も有する希有な組織であると言うことを改めて強調しておきたい。

繰り返しになるが、こうした多様な構成員が協力・連携することを通じて情報を共有し、そうして得られた新たな知見や成果を学会誌を通じて社会に発信していくことことも、本学会誌に課せられた一つの重要な社会的ミッションであり、本誌のユニークな点でもある。

こうした見解に対して、討論者の粥川氏は、学術的な側面を重視する立場から、「2021年には『学会誌』を創設して、活動報告をしてきたが、学術論文は乏しい」、「これの十年を振り返ると、過労死防止学会は過労死の防止に向けた取り組みを推進しているとは言い難い」と、手厳しい評価をされている。こうした評価は『学会誌』と名乗っている以上、正鵠を得たものと言えよう。

これに対して、高田氏はこれまでの編集委員会での議論を踏まえて、今後の課題として次のような点を指摘されている。まずは「学術論文」の査読の体制作りである。「査読」とは、一般的には、投稿された「論文」をその分野を専門とする数人の研究者（査読委員）が読んで、求められる様式や学問的水準を満たしているかなど形式と

質的な側面から厳格な評価をすることである。そうしたハードルをクリアしたものだけが、「学術論文」として学会誌に掲載されることになる。したがって、査読のあり方を定めた「規程」と査読委員会の体制整備が前提となる。

「査読」に関しては、学会誌「編集委員会規程」において、編集委員会の職務の一つとして、大会報告者への原稿依頼、投稿論文等の募集・受付の他、「学術論文」として投稿を希望された場合には、「査読の分担・レフリーへの査読依頼と査読結果に基づく掲載可否の決定」を行うことが明記されている。但し、「査読」のあり方に関しては、これまで学会誌の編集から発行まで尽力されてきた高田氏は、『過労死防止学会誌』第2号において、「本学会は、研究者だけでなく、過労死被災者とその家族、医師、弁護士、活動家、ジャーナリスト、学生など多様な会員から構成されている点に特徴があり、通常の学術研究者集団からなるピュアな学術学会とは性格が異なります。それゆえに、『研究論文』や『研究ノート』として掲載する際には、本学会の性格に適した『査読』の基準を創っていく必要があると考えています」と述べられている。仮にそうした希望が出てきた場合には、高田氏が想定されているような「査読」の規程とそれに基づき査読委員会を組織化し、実施することになる。但し、これまで学会誌に投稿されてきた原稿を俯瞰して見ると、現在まで「学術論文」として掲載を希望する投稿はないのが実情である。

これまで述べてきたように、本学会の性格や社会的役割からすれば、必ずしも研究者ではない会員から掲載を希望される原稿については、文章表現や図表の掲示方法などについて投稿者に改善を求めるという意味で、編集委員会が「校閲」し、読者に読みやすくするなどの取り組みをすでに実施しているし、そうした取り組みこそが本学会に相応しい気がする。

以上が現在までの学会誌の現状であるが、もし粥川氏が提案されているように、学術研究としてピュアな学会誌を目指すということであれば、現行の学会誌とは別に、『過労死防止学術研究』というようなものを刊行することが想定されよう。しかし、現状を考えると、「学術論文」に相応しい原

稿がどれくらい投稿されるのか、発行の主体となる出版社をどうするのかなど、財政的な問題も含めて慎重な検討が必要となる。一方で、粥川氏のように、「学術研究」への発展を強く希望する意見に対して、高田氏は、過労死問題に関係する政策や行政の動き、新聞や雑誌記事などのメディアや文献の情報、さらには過労死防止運動の動向など、「この冊子を読めば過労死防止関連の概要が分かる、また、いつでも知りたい情報が掲載されている冊子である、というのがこの学会誌が目標とすべき一つだと思います」と述べられている。

このように、本学会誌のあり方などの性格に関しては、多様な意見があるので、会員の方からの意見なども考慮に入れながら、編集委員会で熟議を重ね、会員の皆さんが納得いくような学会誌を目指して頂きたいと願っている。

当初の予定より長文の座長コメントとなったが、報告者並びに討論者の皆様には、今回の特別企画の趣旨を十二分にご理解頂き、それに沿った内容の濃い報告をして頂いたことに心より感謝を申し上げたい。お陰様で、過労死問題に関する研究をより活性化するための「専門部会」の設置、過労死防止啓発活動をより拡げ、実効性あるものするための共通教材やデータベースの構築などに関して貴重な問題提起をして頂いた。ご指摘頂いた点を踏まえて、今後の学会活動に生かしていきたい。

注

1. 第7回大会では、「啓発授業の現状と課題」というテーマで特別分科会を開催した。詳しくは『過労死防止学会誌第2号』(2021年度)を参照。
2. 川人博(2022)「過労死研究の経過と現代の課題」(『過労死防止学会誌第2号(2021年度)』、過労死防止学会)参照。
3. 日本経済史を専門とする武田晴人氏は、前近代の農民の働き方と資本主義以降の近代社会における工場労働者の働き方の決定的な相違は、労働主権と時間主権にあるという。氏は江戸近世の後半に起きた“勤勉革命”によって日本人は勤勉になったという言説とは逆に、近代以前の日本人は怠惰であったという。具体的には、前近代の農民の働き方は、工場労働のように時間に縛られた働き方ではなく、自

然条件などの制約を受けながらも、自らの判断で様々な課題をやり遂げていた(そうした働き方を、E. Ptumsonは「課題本位」と呼んでいる)。しかし、明治以降の近代化の中で「工場」(会社)が誕生したことによって、労働時間、遅刻、残業という「時間」観念が根本的に変化し、「はたらくことが、会社などの組織のために働くという従属的な意味に変化し、工場労働の普及により、長時間労働が常態化した」武田晴人(2008)『仕事と日本人』ちくま新書、参照。

歴史人口学を専門とする斎藤修は、自分の生活時間よりも「会社の時間」を優先させている日本人の働き方の歴史的淵源を「農民の時間」ではなく、徳川時代に形成された「商家の時間」に求めている。そして、「商家の時間」が戦後、日本型雇用制度が普及する中で「会社の時間」(「会社中心の働き方」)として定着したと、述べている。斎藤修(2006)「農民の時間から会社の時間へ 日本における労働と生活の歴史的変容」『社会政策学会誌』15巻、参照。

4. 第4回大会(2018年6月2日～3日 北海学園大学・豊平キャンパス)では、“日・中・韓 過労死防止国際シンポジウム”という特別企画の他に、“韓国・中国の過重労働と過労死”というテーマでの分科会が開催された。とくに高麗大学教授のガン・スドル氏の報告(「韓国における過労死問題の社会経済的背景」)は、韓国の過労死問題の構造的な背景要因に、1)顕示的(過剰)消費、2)ジェンダー、3)企業間の過当競争システムとストレスによる管理等(所謂“Management by Stress)の外的要因の他に、とくに1960年代の開発独裁による成長至上主義に同調させられ、「働き中毒」化した韓国労働者の屈折した「労働文化」を強調した貴重な報告であった。それ故、こうした「集団的トラウマ」から派生している屈折した労働文化の批判的思考の共有化を通じた労働者の社会的連帯と生活保障を含めたセーフティネットの構築が不可欠である。氏の指摘は欧米先進国と比較すると、後発資本主義である日本にも共通する面があり、極めて興味深い研究である。
5. 礪川全次(2014)『日本人はいつから働きすぎになったのか <勤勉>の誕生』平凡社新書。参照。
6. 2013年4月24日、バングラデシュにある縫製工場が操業していたラナプラザ・ビルの倒壊事故により、1,100人と縫製工場労働者(その多くは女性)が犠牲となり、2,500人以上が負傷、200人近くが行方不明となる大惨事が起きた。その主な原因は職場の安全衛生管理や人権を無視した劣悪な職場環境の下で、多くの女性労働者たちが低賃金で長時間労働を強制されていたことによる。詳しくは、長田華子(2017)「世界の縫製工場バングラデシュで何が起きているのかー労働の課題と企業の挑戦」(『大原社会問題研究所雑誌』No702/2017.4)、特定非営利活

- 動法人ヒューマン・ライツ・ナウ『「ラナブラザ」後も続く低価格競争のなか、製法工場の搾取的労働が今も続いている』。https://hrn.or.jp/news/3036/ 参照。
7. 本学会員である北海学園大学の水野谷武志氏は、一貫して生活時間を含めた国際比較研究をされている。最近の研究としては、とくに、水野谷武志(2024)「生活時間統計の国際比較方法—試行的な日独比較」『北海学園大学経済論集』72(1)参照。
 8. 2023年10月、日本経団連は『新しい時代の働き方に関する研究会 報告書』などにおいて、「労使自治」を尊重するように労働法制の改正を主張する提言をしている。
 9. 毎年11月に「過労死防止月間」と称して全国で行われている厚労省主催の「過労死等防止対策シンポジウム」の企画が、労働局や本シンポ開催の趣旨を十分に理解していない方に丸投げされた場合には、所謂“官製シンポ”的な性格(厚労省作成の過労死防止施策リーフレット紹介や「過労死防止白書」の解説)を免れない。個人的には、最近、こうした傾向が顕著になってきているように感じている。
しかし、私の経験から言えば、過労死防止学会学会員がもっと積極的にシンポの企画に参画し、オピニオンリーダーになれば実効性のあるシンポにすることが可能である。手前味噌となるが、愛媛の場合、家族の会の代表、働く者のいのちと健康を守る愛媛県センター、労働局、本シンポを受託しているプロセスキューブ、そして学識経験者として私に加わり、シンポのテーマ、基調報告者、パネルディスカッションの登壇者を選任している。ちなみに2023年は本誌に掲載されているように、学校教員の過労死問題をテーマとしてシンポを開催した。2024年は物流の2024年問題と過労死問題を取り上げ、基調報告とパネルディスカッションを実施した。
 10. 現在、全国の学校で「労働問題・労働条件に関

する啓発授業」が行われている。ご存じのように、これは「過労死等防止対策推進法」と「大綱」を根拠法として、生徒や学生に労働問題や労働条件の改善について理解を深めて貰うために2016年から開始された国、厚労省主催の事業であり、今年度で8年目となる。

“過労死等防止対策推進全国センター”のニュースによれば、コマ数と受講者数は開始から2年目となる2017年度では、中学・高校・専門・大学などで120コマ、約10,800人、2018年度：190コマ、約16,562人、2019年度：175コマ、19,298人、2020年度：161コマ、14,708人、2021年度：196コマ、16,705人、2022年度：195コマ、2023年度：192コマ、開講されている。しかし、全国の学校数や生徒・学生するから見れば、僅かに過ぎないし、しかも学校数の多い関東と近畿・北陸に集中している。ちなみに2019年度でみると、中・四国は6コマ、九州は2コマ、四国の大学では、私の知る限り、高知大、松山大、愛媛大の社会科学系学部で実施されているに過ぎない。そこで大学などで労働関係の講義を担当されている会員の方には、是非、家族の会の方を招聘し、一コマでも良いから「啓発授業」を開講して頂きたい。

11. この学会は名称に「適度労働」と付けられているように、日本のように過労死被災者や家族も学会員として参加し、過労死問題の調査・研究や過労死防止のための施策などを社会に発信していくような社会運動的な性格も併せ持つ団体ではない。会員は当時150名程度であり、その属性は医師、大学教員(経済学とくに労働経済学、法学、医学、生産工学、哲学などの研究者)の他、大学院生、一般企業や労働組合員などから構成され、研究発表内容も職場の安全衛生管理や医学・健康問題、労災認定の法学的研究などであった。また若手教員や大学院生の会員が多く、研究発表による業績作りのような場になっていると感じられた。